

資料 4

(電子メール施行)

私 公 号 外
令和2年11月24日

各私立専修学校設置者 } 殿
各私立各種学校設置者 }

宮城県総務部私学・公益法人課長
(公 印 省 略)

専修学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から通知がありましたので御承知願います。各学校におかれては、生徒や教職員等への注意喚起の徹底等、感染対策の実施に当たって同通知の内容について十分御留意いただきますようお願いいたします。

私学・公益法人課学事班 (担当 遠藤)
TEL 022-211-2264
FAX 022-211-2296
E-Mail shigaku-gakuji@pref.miyagi.lg.jp

11月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた「緊急提言：最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」を踏まえ、改めて、各専修学校等における感染対策の留意事項をお知らせしますので、関係者におかれては必ず御一読ください

事務連絡
令和2年11月19日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（周知）

各専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と生徒の学修機会の確保の両立に御尽力いただき、感謝申し上げます。当該感染症の感染状況については、全国的に見ると、本年10月以後増加傾向となり、11月からその傾向が強まっています。こうした中、今般、内閣官房に設置される新型コロナウイルス感染症対策分科会が11月9日に開催され、「緊急提言：最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について」（以下「緊急提言」という。）がとりまとめられたところです（別添1）。

緊急提言においては、冬季における感染対策と社会経済活動の両立がなされるよう、具体的なアクションについて提言されており、その中で、早期探知しにくいクラスターへの対策についても言及されています。そのようなクラスターの例として、一部の外国人コミュニティや大学生の課外活動など若年層におけるクラスターが示されており、それぞれのクラスターの特徴に応じた効果的かつ効率的な対策を行うことや、自治体と大学等とが連携して情報発信の強化に取り組むこと等が提言されています。

専修学校等における教育活動と感染対策の両立については、これまでも、令和2年9月15日付総合教育政策局生涯学習推進課長通知「専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（以下「9月通知」という。）等の累次の通知をもって、適切に御対応いただくようお願いしてきたところですが、緊急提言を踏まえ、改めて各専修学校等において御留意いただきたい事項を下記のとおり整理いたしました。つきましては、各専修学校等におかれては、生徒や教職員等

への注意喚起の徹底等、感染対策の実施に当たって、下記事項に十分御留意いただきますようお願いいたします。

また、緊急提言を受けて、厚生労働省から、自治体に対する域内の専修学校等との連携等の観点において、一層の感染対策の取組の推進の要請がなされておりますので申し添えます（別添2）。各専修学校等におかれては、当該要請の内容も御参照いただき、校舎等が所在する自治体の衛生主管部局とも連携して感染対策に御対応ください。

なお、緊急提言においては、大学等での感染対策について、「授業そのものよりも、むしろ飲み会や寮生活、課外活動等でクラスターが発生している。感染防止と学修機会の確保の両立を図ることが極めて重要である。」というように、生徒の質の高い学修機会の確保と、学校内外での感染拡大を防止する対策を両立することの重要性が指摘されており、引き続き、感染対策を講じた上での対面授業の実施が適切と判断されるものについては、対面授業の実施を御検討いただくなど、生徒の学修機会の確保にご留意ください。

各都道府県におかれては所轄の専修学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染拡大の防止のための留意事項について

(1) 注意喚起の徹底

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点からは、生徒や教職員一人一人において、適切な行動をとるよう心がけていただくことが必要です。各専修学校等におかれては、在籍する生徒等に対して、夜間も含め、「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、改めて、正確な情報提供と適切な注意喚起を行うようお願いいたします。この際、生徒等の一人一人に確実に連絡が行きわたる手段を確保して実施されるようお願いいたします。

また、注意喚起に当たっては、緊急提言も踏まえ、以下の点に御留意ください。

- ・ 専修学校等については、授業そのものよりは、飲み会、寮生活、課外活動等でクラスターが多く発生しており、所在自治体の衛生主管部局と連携して、生徒等に対して感染予防についてわかりやすく情報提供するなどの周知・啓発を行っていただきたいこと。
- ・ 地域でクラスターが発生した場合など、自治体から感染状況について共有された情報についても、生徒等に対して周知いただきたいこと。

- ・ 「感染リスクが高まる「5つの場面」(令和2年10月23日付新型コロナウイルス感染症対策分科会提言、別添3)の周知徹底、手洗い・マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策等に関する啓発、情報提供の強化を図っていただきたいこと。
- ・ クラスター感染が発生した場合には、所轄の保健所との迅速な情報共有を図ること。

(2) 学生寮等における対応

学生寮や部活動など、感染リスクが高くなりやすい場面においては、9月通知や令和2年9月3日付初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長通知「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」も参照の上、特に感染対策の徹底に取り組んでいただくようお願いします。

2. 外国人留学生への対応について

本年10月から、順次、外国人留学生の新規入国を再開していることに伴い、外国人留学生の間での新型コロナウイルス感染症対策も重要な課題となっています。

外国人留学生については、言葉の違いにより情報伝達が不十分であったり、受診行動の違いなども考えられることから、適切な感染予防策や医療機関へのアクセス等の基本的な情報が行き渡るようにする必要があります。このため、緊急提言を踏まえ、「3つの密」の回避や手洗い、マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策など、新型コロナウイルス感染症の予防に資する情報について、厚生労働省ホームページ (<https://www.>)等に掲載している情報提供ツールなどを積極的に御活用いただきながら、母国語や、多言語・やさしい日本語による情報発信・周知徹底に努めていただくようお願いします。

当該サイトが閉鎖されたのち、第三者に取得(いわゆる「ドロップキャッチ」)されたため、黒塗りしています。

【参考】

- ・ 「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和2年9月3日付初等中等教育局長・高等教育局長・スポーツ庁次長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf



- ・ 「専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)」(令和2年9月15日付総合教育政策局生涯学習推進課長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

